

「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」の説明会で頂いたご意見と回答

本文・取組事項の別	該当箇所	意見概要	回 答
(導入のメリット)	- 2	メリットの経営改善の部分を詳しく紹介して欲しい。	過剰な肥料・農薬・暖房の使用を避けることや、節電・節水等のエネルギー節減で、コスト削減に繋がる部分があります。また、共通基盤とは別に産地独自の取組を上乗せで行うことも可能です。
	- 2	GAPは産地を守っていくツールとして使えるのではないかと考えている。	-
(ガイドラインに含むべき内容)	- 6	生産性に関する取組事項がないがどうか。	ガイドラインは共通基盤として定めており、食品安全、環境保全、労働安全の3つの柱について定めたところです。生産性に関しては、ガイドラインの内容を確保しつつ、地域や実施主体の実情に応じて取り組んでいただきたいと考えております。
(他品目)	- 6	大豆や果樹といった他品目についてもガイドラインが定められていく方向なのか。	今後、他の作物についても、ニーズ等を踏まえ、順次検討を進めていく予定としています。
	- 6	「畜産のGAPというものはないのか」、「畜産はGAPを取り組まなくて良いのか」という声が聞かれるが、どのように考えているのか。	なお、畜産については、畜産物の衛生管理を徹底するという観点から農場HACCPという取組が行われており、このような既存の仕組みとの関係も勘案しながら、今後、検討していくことになると考えております。
(更新)	- 1	ガイドラインは随時更新されるとのことであり、県としては、ガイドラインの修正版を待ってマニュアルを改正するか否かの判断をしたいが、修正版の公表の予定時期を示して頂きたい。	このガイドラインは、法令や国の指針等を基本として作成したものであり、今後、関連する法令等の制定・改正等があった際には、必要に応じてその都度見直すこととしております（なお、今年度は、病原微生物の汚染低減対策の指針を作成することとしており、策定の際は、必要に応じてガイドラインも見直すこととしています）。
	- 1	ガイドラインは随時更新するとのことだが、混乱をしないためにもバージョン等を明確に示して頂きたい。	利用する方が混乱しないよう御指摘を踏まえて対処したいと考えております。
		様々なGAPがあるため、これまで普及の際には困っていたので、ガイドラインの公表は評価できる。	-
		既にいろいろなGAPが存在している中で、ガイドラインが新たに出来たことで、生産者や消費者に混乱が生じないか。	現在、農業生産工程管理(GAP)の取組が多く産地で行われるようになった一方で、その取組内容が多岐にわたり、農業者・産地の混乱が懸念される状況にあることに対応するため、この度、本ガイドラインを策定し、取組内容の共通基盤として提示することとしたところです。
		ガイドラインに則したGAP以外はGAPと呼ぶべきではないのではないか。	法律等で規制しているものではないため、ガイドラインに則していないGAPをGAPと呼ぶことについては禁止することはできません。今後は、ガイドラインに則した取組が拡大するよう取り組んで参りたいと考えております。
		ガイドラインに則したGAPに名称を付けて欲しい。	今後、GAPの推進に係る検討の中で、名称についても検討事項の一つとして検討して参りたいと思います。
(表示)		産地も独自のGAPで取組んでいるが、例えば、農水省のガイドラインに準拠した等の文言の表示は可能か。	GAPに取り組んでいることについて表示してはならないという法令上の規制はありません。

(認証)		ガイドラインに則したGAPであるかどうかは各自で判断すれば良いのか。則しているかどうかを、取組主体で判断することとされても困る。	個々の取組がガイドラインに則していることを国が認証することは考えておりません。各実施主体において、ガイドラインの各取組事項について、実情に応じた点検項目を検討していただきたいと考えております。 判断が難しい場合には、個別に相談いただければと思います。
		産地と取引する際、ガイドラインに本当に準拠しているかどうか確認できないので、認証が必要ではないか。	
		認証がないと消費者の信頼に繋がらない。表示の方法も検討して欲しい。	個々の取組がガイドラインに則していることを国が認証することは考えておりません。また、現時点で表示に関する規制はありません。 今後、GAPの推進に係る検討の中で、表示も検討事項の一つとして検討して参りたいと思います。
(GAPの統一)		様々なGAPが存在している現状において、このガイドラインの位置付けは、この様々なGAPがこのガイドラインを満たすということなのか、それとも、このガイドラインを満たす統一的なGAPを作っていくということなのか、方向はどうか。	各実施主体は、このガイドラインの内容を確保しながら、新たな内容の付加など、地域や実施主体の実情に応じ取組内容を発展させることも可能であることから、産地等の実情に応じた、共通基盤部分を含む複数のGAPが存在することになると考えております。
		このガイドラインをベースとして、統合されたGAPを作る目的ではないと理解してよいか。 流通側はそれぞれのGAPを生産者に求めているため、生産者の負担を軽減したいのであれば、このような流通側の意識も変えていただく必要がある。共通基盤があったとしても、このような求めというものは常に発生をすと思う。	本ガイドラインは、国内に様々な内容のGAPが存在し農業者・産地の負担が懸念される状況にあることから、我が国の農業生産活動において、特に実践すべき取組を共通基盤として整理したものであり、統合されたGAPを作ることを目的としているものではありません。 流通・実需の関係者の方に対しては、農業者の負担の軽減が図られるよう、共通基盤ガイドラインの策定趣旨を丁寧に説明して参りたいと考えております。
		ガイドラインでは各品目で約40項目の取組事項が定められたが、これだけでも取り組むのは大変。もともとの問題点の1つにもあったが、いろんなところがいろんなGAPを定めていて、我々もいろんな取引先の生協や量販店でそれぞれのGAPをやれと求められる。今回国がガイドラインを定められたということは、国として全てこれに統一する方向で進めていただけたのか？	
個別事項	野菜3 米3 麦3	防除器具の十分な洗浄とあるが、SS(スピードスプレー)の十分な洗浄方法はどのようなものか、又、洗浄に使った廃液はどのように処理すべきかを示して欲しい。	散布機の形状や使用する農薬の種類などが産地によって異なるため、国として統一的な基準は作成していません。各産地で使用している防除器具や農薬の剤型に応じた方法を選択して下さい。なお、財団法人日本植物防疫協会が公表している「農薬飛散対策技術マニュアル」の中でも、不慮の農薬残留を防ぐための農薬散布器具の洗浄方法を紹介しているので参考にしてください。また、洗浄に使用した廃液は、活性炭や凝集剤を用いた処理など、関係法令を遵守し、環境に影響がないように適切に処理してください。
	野菜3 米3 麦3	農薬散布機やタンクの洗浄をどの頻度で行うべきなのか。一種類しか農薬を使わないのに、毎回洗わなければいけないのか。大量に水を使うので適正な方法を示して欲しい。	

野菜7	完熟たい肥を施用することが書かれているが、太陽熱による土壤消毒を行う場合にも完熟は必要か。	本ガイドラインは、病原微生物による汚染を防止する観点から、生鮮野菜の生産では完熟たい肥を施用するという取組事項を盛り込んでいます。ご提案のあった点については、太陽熱土壤消毒によって土壤中の大腸菌（糞便汚染の指標）が低減するというデータも存在するが、消毒条件や菌種によっては、期待する効果を得られない可能性があること、消毒により病原微生物が死滅しても未熟たい肥に混入している雑草種子が生残している可能性があること、さらに、分解の不十分な副資材を多く含むことにより、窒素飢餓や有機酸による生育障害を引き起こすことが知られていることなどから、産地で実施可能な範囲でたい肥の発酵・腐熟に努めていただきつつ、万一台肥を介して病原微生物が土壤を汚染してしまった場合に備えた対策として、土壤消毒を進めていただければと考えております。
野菜8	水源の確認とは何をすれば良いのか。河川などについても調べるのか。	各工程で使用する水の水源が何か（例えば、かんがい用水は開放水路の水、最終すすぎに使用する水は飲用可能な水など）、また、水源の周辺に潜在的な汚染源がないかを確認することです。 参考資料集（p8-10）に「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に書かれている取組例を抜粋してありますので御参照ください。
野菜9	長靴の殺菌液について、濃度や交換頻度、廃棄方法などについて示して欲しい。	各ほ場毎に状況が異なるため、国として統一的な基準は作成していません。このため、各産地で使用している製剤の説明書やメーカーの指示に従って下さい。
野菜45 米40 麦36	内部点検は、個人で出荷する農家はどのように行えば良いのか。	例として、家族経営の場合であっても、責任者を決めて内部点検を行う方法があります。また、ガイドラインでは客観的な点検を求めており、2者点検や3者点検を行ってもらう方法もあります。
野菜45 米40 麦36	第三者点検はすすめていくのか。	必ずしも第三者認証でなければならないとは考えていません。ガイドラインでは客観的な点検の実施を求めており、内部点検か2者点検か3者点検かについては、スーパーや消費者のニーズなど産地の実情に応じて検討いただきたいと考えています。
野菜	ガイドラインは最低限やる取組と理解している。コーデックスの規範を引用している取組事項には、参考資料集に複数の汚染低減方法が記載されているが、すべての取組を行う必要があるのか。	ガイドラインに記載のある取組事項については、すべての取組事項に取り組んでいただきたいと考えていますが、取組の具体的な内容については、その取組事項の目的が達成されるよう、地域の実情に応じた取組を選択して取り組んでいただきたいと考えています。
生産者・消費者・ 実需者の理解促進	生産者に対してわかりやすい資料の提供をお願いしたい。	産地の普及に当たっては、産地の方に主旨が簡単に伝わるような普及用資料を工夫しながら作っていきたいと考えています
	GAPを消費者に理解してもらうことが必要だと思うが、どのような方策を考えているのか。	今後、ガイドラインの周知のため、説明会の開催、ホームページを通じた情報提供等を行うこととしており、これらの取組を通じて消費者の方々の認知度向上にも努めて参ります。
	流通・消費者が知らないなので、理解促進が必要。どのような方向性で進めるのか。	

		教育や消費者啓発の中でGAPに関する情報発信をすべきと考えるがどうか。	今後、ガイドラインの周知のため、説明会の開催、ホームページを通じた情報提供等を行うこととしており、これらの取組を通じて消費者の方々の認知度向上にも努めて参ります。ご提案の内容についても、選択肢の一つとして検討してみたいと思います。
(取組状況調査)		取組状況調査の産地とはどのようなものを指しているのか。また、どのようなGAPの導入を対象としているのか。	産地強化計画等を策定した産地を対象としています。出荷単位毎に計画を作っており、農協が多いが、それ以外の出荷組合なども含まれています。導入しているGAPの内容については様々です。
基礎GAPの取扱	野菜45 米40 麦36	基礎GAPの取扱いはどうなるのか。今後は、基礎GAPのチェックリストを使って内部点検を行えばよいのか。	我が国において、GAPの手法の普及は緒についたばかりであったため、まずは、農業者、産地の関係者に手法自体を普及することが重要であり、平成19年春にこのための通知文書等を発出したところです。また、その際に、GAPの基礎的な事項についてのモデルとして「基礎GAP」を作成し、普及に活用したところです。 今後は、点検方法のみならず、その他の取組事項についてもガイドラインに則したGAPへと高度化を図っていただきたいと考えております。 なお、産地によっては、直ちにこれらの内容を実現することが難しい場合もあり得ることから、その場合は、本ガイドラインを先進的農業生産工程管理（GAP）導入のための到達目標として捉え、その取組内容を順次発展させていただくことを御検討いただきたいと思います。
		基礎GAPにおいても、ガイドラインがベースになると考えてよいか。	
		我々は食の安全安心の取組として最低でも生産履歴記帳からやりましたよということでも何もしないよりはいいと、GAPでも基礎GAPでも何もしないよりはいいと。そういうステップアップという捉え方でよろしいか。	
		基礎GAPの導入で精一杯であり、ガイドラインは取組事項が多すぎて、導入が難しい。	
		全く取り組んでいないよりは基礎GAPでも取り組むことにより食品安全の確保はできるのではないかと。ガイドラインレベルまで到達しない場合、何か問題があるのか。	
	現在取り組まれているGAPの内容は様々であり、ガイドラインを踏まえてこれから検討していかなければならないと思うが、すぐにこれに取り組むことが難しいところもある。国で共通基盤の普及に向けたスケジュールをどのように考えているのか。	各産地により取組内容は大きく異なるため、統一的なスケジュールはないが、今回、ガイドラインとして共通基盤を整理し、パッケージとして取組事項を取りまとめたので、項目全てをすぐに取り組めない産地もあると思いますが、その場合は到達目標として捉え、その取組内容を順次内容を発展させていただくことを御検討いただきたいと思います。	
グローバルGAP		GLOBALGAPとの整合性は取っていくのか。	考えていません。 なお、コーデックスなどの国際的な基準の策定に伴い、国内の農業の実状なども勘案しつつ、必要に応じて国内で新たな指針等を作成していくこととしています。これに伴い、その都度ガイドラインの改訂も検討する事としています。
JGAP		日本GAP協会がJGAPを推進しているが、これが今までの説明の中でどのように扱われているのか？また、今後、農林水産省は日本GAP協会のJGAPとどういう関わりを持っていくとされているのか？	JGAPは、NPO法人日本GAP協会が作成している民間段階の取組の1つであり、ガイドラインの内容を確保するよう取組を進められていると承知しております。なお、現在の我が国には、このほか、他の民間団体のGAP、都道府県GAP、JAのGAP等様々なGAPが存在していますが、これらについても、本ガイドラインの内容を各実施主体が積極的に取り入れていただけるよう、普及を図って参りたいと考えております。

民間GAP		40項目を100項目にするというように、これ以上のチェック項目を増やしてくるような量販店が出ないようにご指導していただけるのか。120項目くらいあるJGAPというのは、第3者認証もあるので、それはそれでやりたい産地が取り組めばいいと思うが、一般的にGAPに取り組みなさいと言われたときにそのような指導をお願いしたい。	国が直接指導することは困難ですが、実需関係者に対して、本ガイドラインの策定趣旨に、農業者の負担軽減のための共通基盤づくりという面があることを丁寧に説明し、理解を得ていくよう取り組んで参りたいと考えております。
		ガイドラインが出来たことは評価。次の段階としては、様々なGAPの対比表作りや、同等性のガイドラインを作って欲しい。	各GAPの点検項目を見直す際に、各GAPの作成者が自らガイドラインとの比較を行い、ガイドラインに則した内容となっているかどうかについて確認を御願ひしたいと考えております。
他の制度との関係		有機農業とガイドラインとの関係性はどうか。	IPMなどの農薬の使用を抑制する取組や、有機物を活用した土作りなど共通する部分も多いと考えています。
クロスコンプライアンス		ガイドラインはクロスコンプライアンスなどの行政的な活用方法がなされるのか。	現在のところ、検討は行っておりません。4月にガイドラインを策定したばかりであり、まずは、普及・啓発の段階と考えています。
		ガイドラインを基準として活用していく考えはあるか。	
		現在の補助事業には基礎GAPがひとつの要件となってクロスコンプライアンスになっているが、今回のガイドラインに則した内容で要件化される補助事業が今後あるのか。	
支援措置		交付金を活用する場合、導入・普及段階での助成はあるが、継続的費用（残留農薬の分析等）への助成がなく、生産者の負担が増加するばかりであるとの現場の声があるが、そうした声に対してどのような対応をするのか。例えば、戸別所得補償の要件に盛り込む等生産者のメリットがあるようにできないか。	GAPの導入にあたっては、食品安全上の問題による出荷停止や、労働災害等のリスク回避、品質向上による売上げの向上、農業経営の改善や効率化によるコスト縮減等の導入効果があり、取組内容の工夫によって、農業経営における収支面でのメリットも十分期待できるものと考えております。更に、導入にあたっての農業者の記録や確認作業の負担については、軽減のためのシステム開発も行っているところです。 このため、GAPの普及にあたって、産地が導入によるメリットを享受できるよう、導入コストの縮減や導入効果を確実に得るためのノウハウ等に関する情報の収集・提供に努めて参りたいと考えております。
(情報提供)		国で具体的にGAPに取り組んでいる産地、JA、農家を紹介してもらうことは可能か？	21年度事業において現地の取組を調査しホームページ（全国農業改良普及支援協会ホームページ http://www.jadea.org/houkokusho/GAP/index.html ）で公表しているので、ご活用いただきたいと考えております。また、22年度事業においても内容の充実を図って参りたいと考えております。
その他		フードチェーンについて、農業者はどの範囲まで責任があるのか（監督しないといけないのか）。流通段階、小売段階等もありフードチェーンの範囲は広いと思うが、農水省が考えるフードチェーンの範囲はどこまでか。	食品の安全確保のためには、生産から消費に至る過程で、生産者を含む食品等事業者が各段階においてそれぞれ必要な措置を講じることが重要です。 各生産者にとっては、それぞれ生産段階で携わる作業に関連するGAPに取り組むことが結果として食品の安全性向上につながります。